

お客様各位

公益社団法人小樽市シルバー人材センター
理事長 長川 修三

シルバー人材センターの契約関係の見直しについて(通知)

平素より、当センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年5月12日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」、いわゆる「フリーランス法」が公布され、令和6年11月1日に施行されました。この法律の趣旨を踏まえ、シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員に業務委託する契約について、令和8年4月1日から下記図2のとおり契約方法の見直しを行います。

センターを通じて会員が就業機会の提供を受ける現行の契約方法では、お客様と会員との間に直接関係が生じる構造となっていないことから、フリーランスに位置づけられる会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省からも、センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されました。

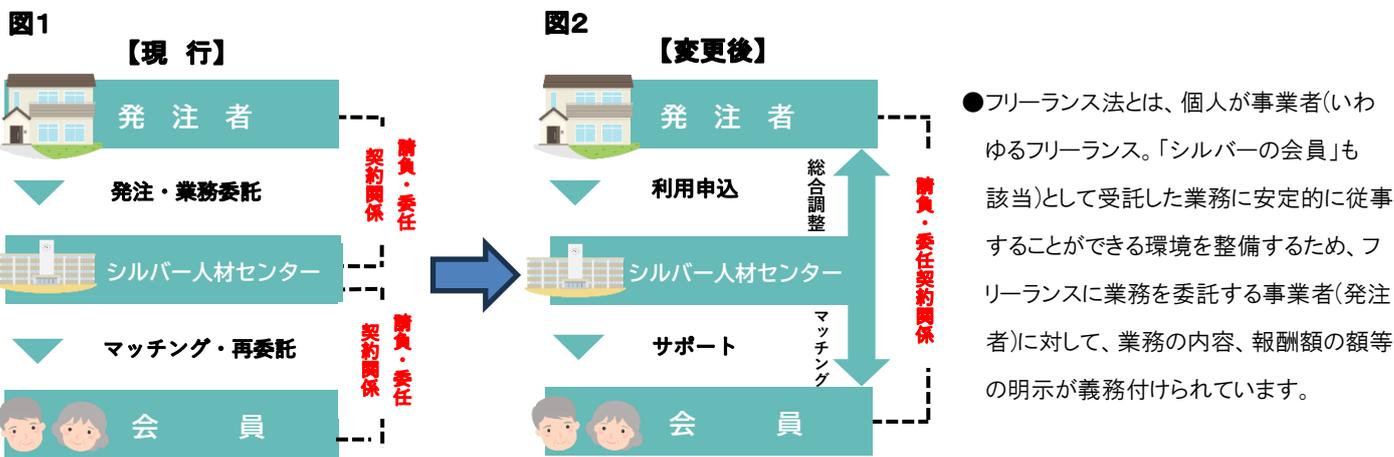
つきましては、センターをご利用されるお客様におかれましては、契約方法の変更についてご理解いただきますようお願いいたします。

なお、変更後の発注依頼から業務終了の流れについては下記のとおりですが、お客様におかれましては、センターホームページに掲載の「シルバー人材センター利用規約」と「会員業務就業規約」に同意いただいた上で、発注していただけたら、その他お客様の手続きにおいて変更点はございません。また、個人のお客様におかれましては、事業者ではないため、フリーランス法は適用されません。

契約方法見直し後においても、センターは、これまでと変わらないサービスを提供させていただきますので、お客様におかれましては、引き続き安心してセンターをご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

◆見直しのイメージ



◆業務依頼から業務終了までの流れ

項目	変更点
発注の準備	現行と変更はありません。 センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。
センター利用契約の締結	手続きは現行と変更はありませんが、請書は受任書に変わります。 センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となるため、センターホームページに掲載のシルバー人材センター利用規約及び会員業務就業規約に同意いただいた上で、シルバー人材センター利用契約(受任書)を締結することになります。
業務委託料の請求	新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。 センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。